

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定
目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり	施策1 社会貢献、社会参加、自立できる力の育成	1	みらいKIDSにぎわい交流事業	草津市と福島県伊達市の両市の小学校5、6年生が、仲間との助け合いやワークショップ等の意見交換の場を通じて、自分たちが未来のまちづくりを担っていくという自覚を促し、積極的にまちづくりに参画する若い世代を育みます。	まちづくり協働課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小して実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を縮小して実施し、草津市と福島県伊達市の両市の小中学生計20人が参加した。認定NPO法人くさつ未来プロジェクトによるロケット作成体験教室をzoomでお互いの様子を中継しながら行った。ロケット完成後は打ち上げ場所に移動し、両市で交互に打ち上げを行った。		草津市と福島県伊達市の子どもたちがフィールドワークやワークショップを通し、SDGsについての学びを深めます。 8/4(木)～8/7(日)に草津市と近江八幡市沖島町にて実施予定。
		2	わんぱくプラザ	各学区で子どもと大人が協働し、自然体験や地域ボランティア活動等を行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくりおよび世代間の交流、相互理解を推進します。	まちづくり協働課	各まちづくり協議会において、地域まちづくり一括交付金事業として実施し、子どもと大人が協働しながら、自然体験や地域ボランティア活動などを行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくり、他世代間の交流を促進します。 ※交付金総額の中で取組み内容を決定されるため、学区によっては実施されない可能性があります	各まちづくり協議会において、地域まちづくり一括交付金事業として、自然体験活動や防災キャンプ、農業体験、料理教室など、地域の特性や実情に応じた事業が実施され、子どもの仲間づくりや大人とふれあう場の提供が行えた。		各まちづくり協議会において、地域まちづくり一括交付金事業として実施し、子どもと大人が協働しながら、自然体験や防災キャンプ、農業体験、料理教室などを行うことにより、青少年の健全育成や仲間づくり、他世代間の交流を促進します。
		3	こどもエコクラブの充実【子・子計画No.139と共通】	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。 また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	くさつエコスタイルプラザ	登録クラブ数 12 (3月末現在)	登録クラブ数 13 (3月末現在)		登録クラブ数 14 (3月末現在)
		4	草津市こども環境会議の開催【子・子計画No.140と共通】	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。 多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	くさつエコスタイルプラザ	令和4年1月30日開催予定	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定していたプログラムのうち交流の部を中止し、令和4年2月に展示の部、情報発信の部のみ行った。		令和5年1月29日開催予定
		5	草津っ子サポート事業【子・子計画No.93と共通】	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	ヘルパー派遣事業 276時間	ヘルパー派遣事業 295時間		ヘルパー派遣事業 317時間
		6	保育体験・異年齢交流の推進【子・子計画No.18と共通】	認定こども園、幼稚園および保育所(園)において、中学校や小学校の保育体験や職場体験の受け入れを行い、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課	公立就学前施設数13園(所)	実施施設なし	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受け入れを中止した。	公立就学前教育・保育施設数13園(所)
		7	青年国際交流事業	国際交流事業である青年海外協力隊に参加する青少年等に対する支援等を通じて、国際的な連携・協力の下、子どもたちが国際社会へ視野を広げ、自分の夢や将来のことについて考えるキャリア教育関連事業を実施します。	生涯学習課	事業数 8回	事業数 11回		事業数 12回
		8	成人式	記念式典および「20歳のつどい」を実行委員会に委託し、開催することにより、実行委員会活動を通じて新成人の代表としての社会的自立と必要な能力・態度を育てるとともに、式典参加者に対して、この成果と姿をみせることにより、大人としての自覚と社会的自立を推進します。	生涯学習課	実行委員会議 7回	令和2年度に引き続き、コロナ対策で午前・午後に分割して式典開催 実行委員会議 7回		民法改正による青年年齢引き下げに伴い、式典の名称を「草津市20歳のつどい」として開催します。 実行委員会議 7回
	施策2 基本的な生活習慣の定着	9	地域での食育の推進【子・子計画No.107と共通】	地域での実践活動の場において、栄養や食生活の正しい知識の普及推進を図ります。	健康増進課	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、草津市健康推進員連絡協議会と連携し、地域に根付いた食育の取組を推進していきます。	草津市健康推進員連絡協議会へ食育推進事業を委託し、食育のチラシ配布やバランスのよい食事について話をする等学習会を開催し、啓発を実施しました。		新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、草津市健康推進員連絡協議会と連携し、地域に根付いた食育の取組を推進していきます。
		10	公立認定こども園、幼稚園および保育所(園)の園庭開放【子・子計画No.21と共通】	未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園および保育所(園)の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。	幼児課	公立就学前施設数13園(所)	実施施設なし	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。	実施予定なし(新型コロナウイルス感染症の状況により検討)
		11	認定こども園、幼稚園および保育所(園)での食育の推進【子・子計画No.106と共通】	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課	食育推進会議(毎月) 幼児課主催研修1回(公私立) 「食育の日」毎月19日 「だしの日」の取組(公私立) 各施設で天然だしを取り入れた給食献立を実施する。	食育推進会議の実施(毎月) 食育研修会の実施1回(公私立) 食育の日(毎月19日)にあわせた地産地消給食の実施 「だしの日」の取組(公私立) 各施設で天然だしを取り入れた給食献立を実施した(11月19日)		食育推進会議(毎月) 幼児課主催研修1回(公私立) 「食育の日」毎月19日 食農教育体験事業の実施
		12	学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実【子・子計画No.129と共通】	認定こども園、幼稚園および保育所(園)において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、保育教諭等と保護者がともに学ぶ機会を持つことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課	子育て支援研修の実施 啓発紙等の発行	子育て支援研修の実施 啓発紙等の発行 ※感染症対策として、分散開催、役員研修、啓発紙発行に形を変えて実施した。		各施設において子育て支援研修の実施 啓発紙等の発行

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定	
目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり	施策2 基本的な生活習慣の定着	13	家庭教育サポート事業の推進【子・子計画No. 124と共通】	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を家庭で身に付けることができるよう、参観日や研修会等に保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図ります。また、家庭教育に対して関わる機会の少ない保護者に対する啓発方法について検討します。	生涯学習課	対面もしくはオンライン配信事業実施 2回 家庭読書の啓発や、情報モラル等の子育てに関するチラシ配布。 草津市PTA連絡協議会との共催による、市内施設もしくはオンラインを活用しての研修 1回 乳幼児健診(1歳6か月)における事業実施 月3回 月3回(「絵本deうちどくサポート広場」を実施し、うちどく(家読)の大切さを啓発)	オンライン配信講座実施 1回 乳幼児健診における事業実施 月3回 啓発チラシ配布 1125人	新型コロナウイルス感染症拡大により、計画していた事業が中止となった。	対面もしくはオンライン配信講座実施 2回 家庭読書の啓発や、情報モラル等の子育てに関するチラシ配布 乳幼児健診(1歳6か月)における事業実施 月3回	
		14	英語教育推進事業【子・子計画No. 26と共通】	小中学校にALTやJTEを配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図るとともに、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。	学校教育課	市立小学校にJTE6名、市立全小中学校にALT3名を配置。小中学校の円滑な接続を図る中で、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進していきます。 ALT:外国人英語指導助手 JTE:日本人英語指導助手	市立小学校にJTE6名、市立全小中学校にALT3名を配置することで、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図ることができた。また、小中学校の円滑な接続を図り、英語教育を通して、子どもの言語活動の充実を図ることができた。		市立小学校にJTE6名、市立全小中学校にALT3名を配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図ります。小中学校の円滑な接続を図る中で、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進していきます。 ALT:外国人英語指導助手 JTE:日本人英語指導助手	
	施策3 確かな学力向上等に向けた取組	15	教室アシスタント配置事業【子・子計画No. 28と共通】	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課	教室アシスタント56人	教室アシスタント56人			教室アシスタント57名
		16	学びの教室プロジェクト【子・子計画No. 29共通】	放課後等の子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課	放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として6会場で実施。	放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として6会場で実施。			放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として6会場で実施。
		17	国語・英語を中心とした学力向上事業【子・子計画No. 30と共通】	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課	漢字検定 4,009人 英語4技能検定 3,484人	漢字検定 3,952人 英語4技能検定 3,337人	検定当日に、体調不良等で受検できなかった児童生徒がいたため。	漢字検定 4,244人 英語4技能検定 3,627人	
		18	「学校教育バイオニクススクールくさつ/夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進【子・子計画No. 33と共通】	各小中学校において、独自の教育プロジェクトを企画・実施し、各校の強みを生かした教育を行います。また、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招いて特別授業を行い、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校政策推進課	受講人数 市内小中学生 11,549人	受講人数 市内小中学生 11,549人		廃止 バイオニクススクールくさつ推進事業を見直し、各校の特色あるプロジェクトについては他の研究校指定など各事業において実施することとし、バイオニクススクールくさつ推進事業については廃止としました。	
		19	ICTを活用した教育の推進【子・子計画No. 32と共通】	液晶型電子黒板やタブレットPC等を活用したICTを活用した教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課	市内教員 651人 市内小中学生 11,549人	市内教員 651人 市内小中学生 11,549人			市内教員 657人 市内小中学生 12,035人
		20	子どもの読書活動推進事業(子ども対象)【子・子計画No. 147と共通】	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、子どもの読書活動を推進します。	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、対策を講じて実施予定。	○おはなしのじかん 本館 9回 95名 南館 10回 86名 ○木曜おはなしのじかん 本館 11回 105名 南館 11回 99名 ○おはなし会 本館 8回 146名 南館 8回 114名 ○タペ(夜)のおはなし会 本館 1回 6名 南館 1回 8名 ○こどものつどい 本館 3回 52名 南館 3回 60名 ○絵本のひろば 本館 2回 43名 ○クイズラリー 本館 3回 368名 南館 3回 302名 ○高校連携交流会 本館 1回 15名 南館 1回 16名 ○新春としよかん福袋 本館 1回 100名 南館 1回 100名			新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、対策を講じて実施予定。
		21	子どもの読書活動促進事業(一般対象)【子・子計画No. 148と共通】	児童文学作家・絵本作家を講師とした講演会や家庭教育サポート事業(生涯学習課)への講師派遣等を実施し、家庭での読書推進や図書館利用の充実に取り組みます。	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、対策を講じて実施予定。	○市民読書講演会「本で子どもの育ちを応援しよう」 本館 1回 32回			新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、対策を講じて実施予定。
		22	学校図書館支援事業【子・子計画No. 150と共通】	学校のニーズを踏まえながら、市立の全小学校への巡回図書「ブックン」の配本事業を実施します。	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、対策を講じて実施予定。	○巡回図書「ブックン」の実施 市内小学校14校への学期ごとの入替(年3回)			学校にアンケートをとりながら現状の把握を行い、今後の方針を検討します。

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定	
目標1 子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくり	施策3 確かな学力向上等に向けた取組	23	学校支援活動事業【子・子計画No. 151と共通】	「出張ブックトーク」等、子どもと本をつなぐ事業の取組や「図書館見学」、「職場体験学習受入」等、図書館や本に興味を持ってもらう機会を提供します。	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、対策を講じて実施予定。	○学校への出張ブックトーク 本館・南館 2回 293名 ○図書館見学や職場体験学習の生徒受入 図書館見学 未実施 職場体験学習 未実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、依頼事業については、主催者（学校）からの中止に応じたため。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、対策を講じて実施予定。	
目標2 社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援	施策1 子ども・若者に関する相談体制の充実	24	女性の総合相談窓口	女性の就業・起業等働くことに関する相談や家庭生活に関する相談等を総合的に支援します。	男女共同参画センター	女性に関わる相談一般、女性の就業・起業等働くことに関する相談、DVやハラスメントの相談、家庭生活に関する相談等、総合的に支援するほか、カウンセリング事業も開始します。	女性に関わる相談一般、女性の就業・起業等働くことに関する相談、DVやハラスメントの相談、家庭生活に関する相談等、総合的に支援するほか、カウンセリング事業を開始しました。 (相談延べ人数310人・カウンセリング延べ25人)		女性に関わる相談一般、女性の就業・起業等働くことに関する相談、DVやハラスメントの相談、家庭生活に関する相談等、総合的に支援するほか、カウンセリング事業も実施します。	
		25	「子どもの人権110番」強化週間の周知【子・子計画No. 35と共通】	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課	子どもの人権110番について8月1日号広報に掲載予定。	子どもの人権110番について8月1日号広報に掲載した。		子どもの人権110番について8月1日号広報に掲載予定。	
		26	人とくらしのサポートセンター	福祉の総合相談窓口として、生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	人とくらしのサポートセンター	福祉の総合相談窓口として、生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	福祉の総合相談窓口として、生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげました。		福祉の総合相談窓口として、生活困窮者だけでなく多様な複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	
		27	こころの健康づくり	こころの健康に関する相談・支援、こころの健康づくりについての啓発を行います。	健康増進課	こころの健康に関する相談を希望する者に対し、保健師が個別に電話や面接等で相談を実施します。また、広報、ホームページ、掲示板等にて随時こころの健康づくりについての啓発を行います。	電話・面接・訪問等により、こころの健康に関する相談を行いました。また、ゲートキーパー研修、相談窓口リーフレット、広報等でこころの健康づくりについての啓発を行いました。		こころの健康に関する相談を希望する者に対し、保健師が個別に電話や面接等で相談を実施します。また、広報、ホームページ、掲示板等にて随時こころの健康づくりについての啓発を行います。	
		28	子ども家庭総合支援拠点の設置【子・子計画No. 37と共通】	妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	家庭児童相談室	支援拠点の設置		・子ども家庭総合支援拠点を設置		・子ども家庭総合支援拠点による母子保健・家庭相談主管課の連携強化
		29	家庭児童相談体制の充実【子・子計画No. 39と共通】	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童にかかる相談に応じる体制を充実させます。	家庭児童相談室	相談業務の体制強化 児童虐待防止担当者向け研修への積極的な参加		・相談業務の体制強化のため、社会福祉士・保健師を配置 ・各種研修に参加		・相談業務の体制強化 ・児童虐待防止担当者向け研修への積極的な参加
		30	子育て相談センターでの相談の実施【子・子計画No. 86と共通】	妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て相談センター	妊娠届出者数見込み（転入者含む）1,190人 相談延べ件数（見込み）1,086件	妊娠届出者数（転入者含む）1,252人 相談延べ件数 1,013件	相談延べ件数は、毎年増加傾向にある。令和3年度の4月5月の実績から、見込みを出したが、1年間の相談は流動的のため、多く見込みを出したと推察される。	妊娠届出者数（転入者含む）1,267人 相談延べ件数（見込み）1,000件	
		31	障害、発達支援等に関する相談・支援事業【子・子計画No. 48と共通】	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳児相談等を実施します。また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター	関係機関と連携し、乳幼児期から成人期にかけて切れ目ない相談支援に取り組みます。 発達相談 480人 巡回相談 82人 5歳相談 45人 小・中・高の相談 588人 成人期の相談 132人	発達相談 386人 巡回相談 51人 5歳相談 41人 小・中・高の相談 556人 成人期の相談 108人	コロナ禍において保育所や学校等が休所（校）となり、相談の機会が減少したため。	関係機関と連携し、乳幼児期から成人期にかけて切れ目ない相談支援に取り組みます。 発達相談 470人 巡回相談 60人 5歳相談 50人 小・中・高の相談 590人 成人期の相談 110人	
		32	就労相談窓口の設置	就労支援相談員を配置し、就労相談窓口を設置します。	商工観光労政課	就職困難者等の就労促進にむけ、相談者に応じた適切な支援を実施します。	就職困難者等の就労促進にむけ、相談者に応じた適切な支援を実施しました。		令和4年度からは就労支援相談員を人とくらしのサポートセンターへ配置換えし、就職困難者等への就労支援を実施するとともに、複合的な課題に対して総合的に支援してまいります。	
		33	ひきこもり相談支援体制の充実	人とくらしのサポートセンターでの福祉の総合相談窓口のほか、ひきこもりの状態の人・家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援体制の充実を検討します。	子ども家庭・若者課 人とくらしのサポートセンター	ひきこもりをはじめ、困難を有する子ども・若者の相談および支援を充実するため、関係部局と連携調整し、子ども・若者相談支援を行うための体制整備を進めます。	ひきこもりをはじめ、困難を有する子ども・若者の相談および支援を充実するため、関係部局と連携調整し、子ども・若者相談支援を行うための体制整備を進めました。		(仮称)子ども・若者総合相談窓口を10月に開設します。	
34	子ども・若者支援地域協議会の設置検討	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者支援地域協議会の設置を検討します。	子ども家庭・若者課	子ども・若者の相談および支援の体制整備と、子ども・若者支援地域協議会の設置に向けて、検討を進めます。			(仮称)子ども・若者総合相談窓口を10月に開設します。			
施策3 問題行動への対応や不登校への支援	35	非行少年立ち直り支援事業における少年センターの充実【子・子計画No. 109と共通】	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭・若者課	相談件数 1,000件	相談件数 901件	令和2年度の数値が突出しており、令和3年度は例年並みに落ち着いたため。	相談件数 850件		

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定
目標2 社会生活に困難を 有する子ども・若 者やその家族への 支援	施策3 問題行動への対 応や不登校への 支援	36	喫煙、飲酒、薬物等の害につ いての学習の推進【子・子計画 No.111と共通】	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係 団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭・若者課	講話回数 6回	講話回数 6回		講話回数 6回
		37	やまびこ教育相談室の実施 【子・子計画No.113と共通】	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾 向）児童生徒、およびその保護者に対して教育 相談や適応指導を行い、学校復帰および社会的 自立につなげるための支援をします。また、子 どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用 促進を図ります。	教育研究所	延べ保護者・子ども支援件数 600人 延べ学校支援件数 390人 延べ支援合計件数 990人	延べ保護者・子ども支援件数 630人 延べ学校支援件数 341人 延べ支援合計件数 971人	コロナ禍で、学校訪問の機会 が減ったため。	延べ保護者・子ども支援件数 630人 延べ学校支援件数 360人 延べ支援合計件数 990人
		38	不登校児童生徒支援の充実 【子・子計画No.114と共通】	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スク ールカウンセラーやスクーリングケアサポ ーター、およびスクールソーシャルワーカーを学 校に配置することで、不登校の未然防止・早期 発見・早期対応を図ります。 また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支 援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を 図ります。	児童生徒支援課	グレードアップ連絡会（全体会2回・小中連携7回） スクールカウンセラー（小学校2校・中学校6校） スクーリングケアサポーター（小学校2校） スクールソーシャルワーカー（市2人・県1人）	グレードアップ連絡会（全体会1回・小中連携6回） スクールカウンセラー（小学校2校・中学校6校） スクーリングケアサポーター（小学校2校） スクールソーシャルワーカー（市2人・県1人）	新型コロナウイルス感染予防 の観点から、一部を中止に したため。	グレードアップ連絡会（全体会2回・小中連携7回） スクールカウンセラー（小学校2校・中学校6校） スクーリングケアサポーター（小学校2校） スクールソーシャルワーカー（市2人・県1人）
		39	学校以外の場での学習等に対 する支援	不登校児童生徒が通う学校以外の場での学習等 について、教育委員会・学校と民間団体等とが 連携し、相互に協力・補完することで、学校復 帰や社会的な自立に向けた支援を行います。	児童生徒支援課	児童生徒の情報交流（学校） フリースクールとの連携（SSW・教育委員会） フリースクール利用児童生徒支援補助金交付を9月か ら開始予定	児童生徒の情報交流（学校） フリースクールとの連携（SSW・教育委員会） フリースクール利用児童生徒支援補助金交付を9月か ら開始。		児童生徒の情報交流（学校） フリースクール等との連携（SSW・教育委員会） フリースクール利用児童生徒支援補助金交付による支 援を行う。
	施策4 障害のある子ど も・若者等の支 援	40	障害者相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある人を支 援するための計画を作成します。 計画には、本人のニーズやその支援方法、利用 するサービスを記載します。	障害福祉課	利用者数 960人	利用者数 1,000人		利用者数 1,047人
		41	生活訓練や就労支援等の訓練的 支援	障害のある人が地域で生活を行うために、身体 機能・生活能力の維持・向上等のために行う支 援や、就労に関する支援を一定期間、実施しま す。	障害福祉課	利用者数 5,366人	利用者数 5,567人 （自立訓練：226、就労移行：475、 就労定着：243、A型：749、B型：3,874）		合計：5,871人 （自立訓練：264、就労移行：394、 就労定着：276、A型：788、B型：4,149）
		42	移動支援事業 【子・子計画No.50と共通】	障害のある人が自立した日常生活または社会生 活を営むために、屋外での移動が困難な障害の ある人に対して、外出のための支援を実施しま す。	障害福祉課	移動支援16人	移動支援16人 移動支援（18歳未満の利用者）9人	新型コロナウイルス感染拡大 の影響で利用控えがあり、利 用者が減少したため。	【障害福祉課】 移動支援16人
		43	ホームヘルプなど日常生活の支 援 【子・子計画No.50と共通】	障害のある人に対し、ヘルパーが訪問し、入浴 や排せつ、食事の日常生活上の支援を行うとと もに、家族等の介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課	利用者数 528人	利用者数 328人	新型コロナウイルス感染拡大 の影響で利用控えがあり、利 用者が減少したため。	利用者数 366人
		44	心身障害者（児）の医療費助成 【子・子計画No.56と共通】	心身障害者（児）の医療費の自己負担分につい て、全部または一部を助成します。	保険年金課	見込助成件数47,197件	実績助成件数45,332件	昨年度に引続き、新型コロナ ウイルス感染症による医療機 関への受診控えが影響したと 考えられる。	見込助成件数48,835件
		45	児童育成クラブの障害のある子 どもの利用【子・子計画No.44と 共通】	児童育成クラブでの障害のある子どもへの対応 を行います。	子ども・若者政策課	入会人数 65人	入会人数 69人	見込みより入会人数が少な かったため。	入会人数64人
46	特別児童扶養手当 【子・子計画No.45と共通】	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害の ある児童を監護、養育している父母等に手当を 支給します。	子ども家庭・若者課	対象者数 246人（支給停止者含）	対象者数 254人（支給停止者含）		対象者数 254人（支給停止者含）		
47	障害のある子どもへの各種手 当の支給 【子・子計画No.55と共通】	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し 日常生活において常時の介護を必要とする者に 手当を支給します。	障害福祉課	利用者 104人	利用者 97人	新規申請数が減少したため。	利用者 79人		
48	障害のある子どものファミ リリー・サポート・センター利用 助成 【子・子計画No.46と共通】	障害のある子どもが利用する際、依頼会員に利 用料の助成、提供会員に報酬の助成を行いま す。また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター	利用件数 242件	利用件数 100件	新型コロナウイルス感染症拡 大防止に係る緊急事態宣言発 出により、保育園（所）や学 童、習い事等が休業になった ため。	利用件数 188件		

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定
目標2 社会生活に困難を 有する子ども・若 者やその家族への 支援	施策4 障害のある子ど も・若者等の支 援	49	湖の子園の充実 【子・子計画No. 49と共通】	発達支援センター「湖の子園」を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター	子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、通所支援「湖の子園」の機能強化を図ります。 通所支援（湖の子園）利用者数 45人 親子体験通園教室の利用者数 20人 就学前教育・保育施設への専門相談研修 2回	通所支援（湖の子園）利用者数 42人 親子体験通園教室の利用者数 23人 就学前教育・保育施設への専門相談研修 2回	湖の子園への通園方法（交通手段がない、母の体調不良）が整わず入園に至らなかったケースがありました。	子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、通所支援「湖の子園」の機能強化に向けた取り組みを進めます。 通所支援（湖の子園）利用者数 43人 親子体験通園教室の利用者数 20人 就学前教育・保育施設への専門相談研修 3回
		50	放課後等デイサービス事業 【子・子計画No. 50と共通】	学校通学中の障害のある児童生徒に対し、放課後等において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育とあいまって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供します。	発達支援センター	放課後等デイサービス利用者数 385人	放課後等デイサービス 408人		放課後等デイサービス 429人
		51	児童発達支援 【子・子計画No. 50と共通】	障害のある乳幼児およびその疑いのある乳幼児に対し、発達に応じた運動能力やことば、基本的社会習慣、社会性等を育てるとともに、保護者の育児支援についての支援を行います。	発達支援センター	児童発達支援利用者数 189人	児童発達支援 163人	保育所等で障害児加配による支援を受けているため。医療型児童発達支援は、市内の児童発達支援事業所が利用者を受け入れているため。	児童発達支援 225人
		52	医療型児童発達支援 【子・子計画No. 50と共通】	上肢下肢または体幹の機能に障害があり、リハビリ等の医療と児童発達支援が必要な児童に対して、治療を行うとともに日常生活の動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。	発達支援センター	医療型児童発達支援利用者数 5人	医療型児童発達支援 2人	市内の児童発達支援事業所が利用者を受け入れているため。	医療型児童発達支援 5人
		53	保育所等訪問支援 【子・子計画No. 50と共通】	集団生活への適応に専門的な支援を必要とする、保育所等を利用中の障害のある児童や保育所等の職員に対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。	発達支援センター	保育所等訪問支援利用者数 23人	保育所等訪問支援 33人	サービスの周知や支援ニーズの把握が不足しているため。	保育所等訪問支援 26人
		54	居宅訪問型児童発達支援 【子・子計画No. 50と共通】	通所のために外出することが著しく困難な重症心身障害児等の子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援を行います。	発達支援センター	居宅訪問型児童発達支援利用者数 2人	居宅訪問型児童発達支援 1人		居宅訪問型児童発達支援 2人
		55	障害児相談支援 【子・子計画No. 50と共通】	障害児通所支援のサービスを利用する児童とその家族を支援するための計画を作成します。計画には、本人のニーズやその支援方法、利用するサービスを記載します。	発達支援センター	障害児相談支援利用者数利用者数 386人	障害児相談支援 313人	民間事業所の数が限られているため。	障害児相談支援 430人
		56	認定こども園、幼稚園および保育所（園）を対象とした研修 【子・子計画No. 13と共通】	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課	研修回数13回	研修回数13回		研修回数15回
		57	ことばの教室・通級指導教室の充実 【子・子計画No. 115と共通】	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援します。	児童生徒支援課	ことばの教室（2教室） 通級指導教室（5小学校・2中学校）	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援した。		ことばの教室（2教室） 通級指導教室（5小学校・3中学校）
		58	医療的ケア支援員配置事業 【子・子計画No. 54と共通】	公立就学前教育・保育施設、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課	【児童生徒支援課】 6小学校（児童7名）に6人配置 【幼児課】看護師配置 4人 ※草津中央おひさまこども園2人、矢橋ふたばこども園1人、矢倉幼稚園1人	【幼児課】看護師配置 4人 ※草津中央おひさまこども園2人、矢橋ふたばこども園1人、矢倉幼稚園1人		看護師配置 2人 ※第三保育所1人、矢橋ふたばこども園1人
		59	インクルーシブサポーターの配置 【子・子計画No. 57と共通】	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課	4小学校に4人を配置	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援した。		6小学校に6人を配置
		60	生活困窮者自立支援事業 【子・子計画No. 77と共通】	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	人とくらしのサポートセンター	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行いました。 生活困窮者自立相談 1,024件（実件数）		経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。
		61	生活保護制度 【子・子計画No. 78、80と共通】	生活保護世帯の小中学生、中学生、高校生に対して学級費、教材代等を支給します。また、大学等進学に伴い、生活保護の対象外になる方に対して、給付金を支給します。（※各支給金については、支給要件があります） 就労阻害要因がない生活保護者に対して就労支援を実施します。	生活支援課	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。 また、生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給しました。また、生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給しました。		生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。また、生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。
		62	ひとり親家庭の医療費助成 【子・子計画No. 138と共通】	ひとり親家庭の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	見込助成件数26,947件	実績助成件数23,706件	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えが影響したと考えられる。	見込助成件数29,942件
63	児童育成クラブ保育料の減免 【子・子計画No. 131と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課	161人	182人		195人		

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定
目標2 社会生活に困難を 有する子ども・若 者やその家族への 支援	施策5 子ども・若者の 貧困対策	64	高等学校卒業程度認定試験合格 支援事業【子・子計画No.73と共 通】	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、 高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が 受講し、修了した場合および高卒認定試験の全 科目に合格した場合に受講料の一部を支給しま す。	子ども家庭・若者課	受給者数 2人	受給者数 0人	見込より申請者がいなかった ため。	受給者数 2人
		65	母子・父子・寡婦福祉資金貸付 事業【子・子計画No.74と共 通】	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図るた め、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進す るため、子どもの進学・修学資金や、ひとり親 家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭・若者課	貸付件数 117件	貸付件数 105件	他制度の利用等により、貸付 の申込者が減少したため。	貸付件数 110件
		66	子どもの居場所づくり事業（子 どもの生活・学習支援事業） 【子・子計画No.75と共通】	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家 庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校およ び登校が困難な状況にある中学生を対象に、家 庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、 基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食 事の提供を行い、子どもの生活の向上を図り ます。	子ども家庭・若者 課 人とくらしのサ ポートセンター	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活 保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な 状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる 「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得 支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の 向上を図ります。 実施箇所 2か所 参加児童数 18人			貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活 保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な 状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる 「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得 支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の 向上を図ります。 実施箇所 2か所
		67	児童扶養手当 【子・子計画No.132と共通】	18歳未満の児童（中度以上の障害がある場合は 20歳未満の児童）を監護しているひとり親の父 または母や父母に代わり児童を養育している養 育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある 家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭・若者課	受給者数 667件	受給者数 639件	受給対象者が減少したため。	受給者数 645人
		68	ひとり親家庭相談業務の充実 【子・子計画No.133と共通】	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相 談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、 ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努 めます。 また、複雑化する課題に対応するため、関係機 関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱 える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に 自立し安定した生活を送れるよう適切な支援に つなぎます。	子ども家庭・若者 課	相談件数 2,310件	相談件数 2,663件		相談件数 2,310件
		69	日常生活支援事業の推進 【子・子計画No.134と共通】	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的 に支援が必要なとき家庭支援員を派遣し、生活 援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭・若者課	利用回数 92回	利用回数 95回		利用回数 95回
		70	ひとり親家庭の就労に関する支 援の充実 【子・子計画No.135と共通】	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の 一部を助成します。また、資格取得を目的と し、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講 するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助 します。	子ども家庭・若者課	受給者数 19人	受給者数 20人		受給者数 21人
		71	ひとり親家庭のファミリー・サ ポート・センター利用助成 【子・子計画No.137と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成 を行います。	子育て相談センター	利用件数 277件	利用件数 281件		利用件数 260件
		72	子育て世帯への公営住宅の供給 【子・子計画No.81と共通】	公営住宅の募集において、母子世帯、多子世帯 等の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用す ることで、公営住宅への入居を支援します。	住宅課	公営住宅の募集において、一人親世帯、多子世帯の子 育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用し公営住宅への 入居を支援します。	令和3年度8月および2月に実施した公営住宅の募集 において、一人親世帯、多子世帯の子育て困難世帯に 対し、優遇倍率を適用し公営住宅への入居を支援しま した。		公営住宅の募集において、一人親世帯、多子世帯の子 育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用し公営住宅への 入居を支援します。
		73	読書活動支援 【子・子計画No.149と共通】	子どもの居場所づくり事業（子ども家庭課・生 活支援課）との連携や、子ども食堂への団体 セット貸出サービスを行い、図書館を利用しづ らい子どもたちに向けた読書支援活動を実施し ます。	図書館	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、 対策を講じて実施予定。	○子どもの居場所づくり事業への読書活動支援 本館 10回 96名 南館 11回 92名 ○子ども食堂への団体貸出 本館 1か所 315冊		新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極めながら、 対策を講じて実施予定。
	施策6 虐待防止等要支 援児童対策	74	多胎児家庭ホームヘルパー派遣 事業【子・子計画No.92と共 通】	多胎児を妊娠したときから産後1歳までの多胎 児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣 し、家事や育児の支援を行います。 また、関係部署と連携し、対象者への制度周知 を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭・若者課	ヘルパー派遣事業 791時間	ヘルパー派遣事業 675時間	家庭の状況により、利用希望 にはばつきがあるため。	ヘルパー派遣事業 930時間
		75	要保護児童対策地域協議会 【子・子計画No.38と共通】	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子ど もをはじめとする要保護児童や支援の必要な児 童等の早期発見や適切な支援を行います。	家庭児童相談室	・代表者会議 年2回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 随時	・代表者会議 年1回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 191回	2月開催予定であった代表者 会議は、新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、開催を 中止としたため実施予定を下 回ったが、各委員に資料を送 付し、情報共有を行った。	・代表者会議 年2回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 随時

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定
目標2 社会生活に困難を 有する子ども・若 者やその家族への 支援	施策6 虐待防止等要支 援児童対策	76	児童虐待防止に関する啓発の推 進 【子・子計画No. 40と共通】	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り 組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の 相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかか る啓発活動を実施するとともに、市民・関係機 関の研修機会を提供します。	家庭児童相談室	・ 広報誌、ホームページ等を活用した児童虐待防止啓 発 ・ 保護者向け子育て連続講座、職員向け児童虐待防止 啓発研修の実施等	・ オレンジリボン運動についてHPを通じて啓発 ・ 広報くさつ11月号に児童虐待防止啓発のための特集 記事掲載 ・ 市内公共施設に虐待防止啓発ポスターの掲出、リー フレット設置 ・ JR草津駅、南草津駅前デッキに啓発横断幕・のぼり 旗の設置 ・ 市民課前行政掲示板への記事掲載 ・ JR南草津駅前電光掲示板、デジタルサイネージへの 啓発動画掲載 ・ 庁内放送での児童虐待防止啓発 ・ 図書館において啓発パネル等の展示 ・ 児童虐待防止啓発研修の開催（3/24） ・ CAP研修の実施（2回、延べ47人参加） ・ CSP幼児版基礎講座の実施（保育士等3人受講） ・ CSP保護者向け連続講座の実施（7回1コース、4人 受講） ・ CSPペアレントサポート講座の実施（保育士等4人受 講）		・ 広報誌、ホームページ等を活用した児童虐待防止啓 発 ・ 保護者向け子育て連続講座、職員向け児童虐待防止 啓発研修の実施等
		77	養育支援ヘルパー派遣事業 【子・子計画No. 41と共通】	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の 養育を支援する必要がある家庭、保護者の監 護が不適切な家庭に対して家事育児のヘルパー を派遣します。	家庭児童相談室	・ 養育支援ヘルパーの派遣 816時間	・ 養育支援ヘルパーの派遣 226時間	転出によるものや、他制度を 調整できたケースがあり、実 績値が計画値を下回った。	・ 養育支援ヘルパーの派遣 864時間
		78	子育て短期支援事業（ショール トステイ・トワイライトステイ） の充実 【子・子計画No. 42と共通】	短期入所生活援助（ショールトステイ）では、保 護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養 育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲 内で子どもを預かり養育します。 夜間養護（トワイライトステイ）では、保護者 が一時的に養育困難となった場合に市が必要と 認めるとき、平日の夜間や休日に市の指定する 施設で一時的に子どもを預かり養育します。	家庭児童相談室	・ ショールトステイ 延べ51日 ・ トワイライトステイ 延べ133日 計184日	・ ショールトステイ 延べ36日 ・ トワイライトステイ 延べ118日 計154日	継続利用者の減少等により、 実績値が計画値を下回った。 なお、前年度と比べるとトワ イライトステイの利用が増加 し、前年度の実績値を上回っ た。	・ ショールトステイ 延べ54日 ・ トワイライトステイ 延べ140日 計194日
		79	養育支援訪問事業 【子・子計画No. 43と共通】	保護者の養育を支援することが特に必要と認め られる児童や不適切な養育状況にある保護者、 または出産後の養育について、出生前より支援 が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪 問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援 を行います。 定期的に保健師間での協議やケース検討等を行 い、家庭児童相談室と連携して必要な時期に適 切な支援ができるよう取り組みます。	子育て相談センター	訪問件数 197件	訪問件数 283件		訪問件数 222件
目標3 子ども・若者の成 長のための社会環 境の整備	施策1 多様な活動の場 の充実	80	青少年育成市民会議の事業推進 【子・子計画No. 112と共通】	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地 域・関係団体と協力して、各種大会等を開催 し、青少年に活躍の場を提供するとともに、大 人への啓発活動を図ります。	子ども家庭・若者 課	青少年の主張発表大会の開催（年1回） 青少年育成大会の開催（年1回） 青少年問題をみんなでトークの開催（年1回）	青少年の主張発表大会の開催（年1回） 青少年育成大会の開催（年1回） 青少年問題をみんなでトークの開催（年1回）		青少年の主張発表大会の開催（年1回） 青少年育成大会の開催（年1回） 青少年問題をみんなでトークの開催（年1回）
		81	地域協働学校の推進 【子・子計画No. 141と共通】	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有 し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育 成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コ ミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イ ベント等を実施します。	生涯学習課	事業数 300事業 感染症対策を講じながら、学校の教育目標を共有し学 校・家庭・地域をつなぐ事業を実施します。	事業数 331事業		事業数 300事業 子どもと大人が学び合い、協働する事業を実施しま す。
		82	学習ボランティア登録制度の推 進 【子・子計画No. 142と共通】	各種学習活動等により得られた知識や経験を生 かしたいという学習ボランティア（個人および 団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯 学習活動を推進します。	生涯学習課	継続して登録者を募集。市民の学びや知識・経験を生 かした社会活動の活性化により生涯学習を推進するた め、ボランティア人材情報冊子「草津市ゆうゆうびと バンク」を発行し、登録者の発掘・活用を促進して、 学習ボランティアの育成・支援を図ります。	ボランティア人材情報冊子「草津市ゆうゆうびとバン ク」発行 250冊 まちづくりセンター、小中学校等に配布		継続して登録者を募集。市民の学びや知識・経験を生 かすボランティア人材情報冊子「草津市ゆうゆうびと バンク」を発行、配布。人材の育成・支援を図りま す。
		83	スポーツ教室やイベントの開催 【子・子計画No. 143と共通】	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむ ためのスポーツ教室やイベントの開催等スポ ーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ保健課	開催回数 24回	開催回数 9回	新型コロナウイルス感染症拡 大防止の観点から、事業の一 部が中止となったため。	開催回数 24回
		84	総合型地域スポーツクラブへの 支援 【子・子計画No. 144と共通】	総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ 教室やイベント等の開催を支援します。	スポーツ保健課	活動回数 1,459回	活動回数 1,221回	新型コロナウイルス感染症拡 大防止の観点から、事業の一 部が中止となったため。	活動回数 1,410回
		85	遺跡や文化財の活用を通じた学 習の充実【子・子計画No. 145と 共通】	遺跡発掘調査や出土品整理作業、文化財の現地 見学等の体験学習の機会を通し、地域の歴史へ の理解を深める学習を支援します。	歴史文化財課	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、幼 児・児童を対象とした講座や、歴史に興味のある人を 対象とした講演会の開催を予定しています。	子どもや親子を対象に「せっけんで鋳造体験」ワーク ショップを実施しました。		新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、子 どもたちが歴史文化を学べる機会をつくります。

	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和3年度 実施予定	令和3年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和4年度 実施予定
目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	施策1 多様な活動の場の充実	86	歴史資産を生かした体験機会の充実【子・子計画No.146と共通】	学校団体の見学受け入れ・出前授業を積極的に行います。 また、子ども向け事業「草津宿みちくさラボ」および草津宿本陣でのワークショップ等を定期的に開催するとともに、外部イベントにも参加し、より多くの子どもたちに対して草津の歴史や文化に触れる機会を提供します。	草津宿街道交流館	新型コロナウイルス感染症の社会状況をみながら、出前授業メニューの充実を図り、草津宿本陣でのイベントなど、子ども向け普及啓発事業を実施します。	・ワークショップ 令和3年12月18日 門松づくり実施 ・クイズラリー 令和3年12月18日～令和4年1月31日 忠臣蔵クイズラリー実施 子供向け問題用紙配布 ・出前授業 2校 ・学校見学 市内1校 市外1校		・ワークショップ 令和4年8月頃 張りづくり実施予定 ・クイズラリー 令和4年7月9日～8月28日頃 ほんじんクイズラリー実施予定 (主な対象は小学生を想定) ・上記以外にも、「本陣四季彩々」の一環として、子どもを対象にした展示事業や「むかしの暮らし」の体験事業などの文化財に触れる事業を実施 ・学校の要望にあわせ、見学の受け入れや出前授業を実施
		87	次世代育成男女共同参画事業	低年齢化する男女交際による「デートDV防止」、「性の健康教育」や「性の多様性」等をテーマに、学習の機会を提供します。	男女共同参画センター	市内中・高校生を対象に「デートDV防止」、「性の健康教育」や「性の多様性」等をテーマにした学習会に市から講師を派遣します。	市内中・高校生を対象に「デートDV防止」、「性の健康教育」や「性の多様性」等をテーマにした学習会に市から講師を派遣します。 (実績校2校(418人))		市内中・高校生を対象に「デートDV防止」、「性の健康教育」や「性の多様性」等をテーマにした学習会に市から講師を派遣します。
		88	人権保育・教育の推進【子・子計画No.34と共通】	認定こども園、幼稚園、保育所(園)および小中学校においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すとともに保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課	各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育公開研究会の実施 1回 先進地研修会 1回	各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育研究会の実施 1回 ※人権保育公開研究会でなく、保育の様子をビデオに撮って保育研究を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により先進地研修を中止した。	各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育公開研究会の実施 1回
	89	道徳教育推進事業【子・子計画No.27と共通】	子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課	各学校の児童生徒や地域の実情等に応じて、家庭・地域との連携の充実を図りながら、多様な指導方法の工夫を取り入れた授業研究を推進し、児童生徒の豊かな心の育成を図るための実践に取り組みます。	玉川小学校と新堂中学校が、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の指定を受け、道徳教育の実践的な研究を推進しました。		道徳教育の研究で培った授業力や学ぶ力の向上を目指します。家庭・地域との連携、豊かな出会いをする体験活動の推進を行う中で「子どもの心に響く道徳教育」に取り組んでいきます。	
	施策3 社会環境の健全化と情報通信等に対する知識の普及・啓発	90	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進【子・子計画No.62と共通】	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	危機管理課	防犯灯設置：各学区での要望14箇所、町内会要望先着14灯を補助金での対応 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所の設置予定	防犯灯設置：各学区からの要望箇所12箇所設置、町内会要望16灯について設置補助金を交付した。 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所について設置補助金を交付した。	防犯灯設置について、要望箇所が12箇所であった。	防犯灯設置：各学区での要望14箇所、町内会要望先着14灯を補助金での対応 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所の設置予定、子ども見守り防犯カメラ設置事業の実施
		91	少年補導委員	街頭補導活動、街頭啓発を通じて、非行・被害・不良行為の防止に努めます。	子ども家庭・若者課	街頭補導活動 186回 講話回数 10回	街頭補導活動 194回 講話回数 12回		街頭補導活動 185回 講話回数 10回
		92	SNS等インターネットの安全利用の啓発【子・子計画No.110と共通】	SNS等インターネットの安全利用について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭・若者課	講話回数 6回	講話回数 10回		講話回数 6回
	施策4 健やかな職場環境の整備	93	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知【子・子計画No.36と共通】	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所啓発については、メールや電話等で啓発活動を行います。	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所啓発については、メールや電話等で啓発活動を行いました。		草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。
		94	育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発【子・子計画No.158と共通】	商工観光労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課	商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」等の案内チラシやポスターを設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」等の案内チラシやポスターを設置し、啓発活動を行いました。		商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」等の案内チラシやポスターを設置し、啓発活動を行います。
95		健康経営優良法人認定の取得に向けた企業への啓発	健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組を広めるため、健康経営優良法人認定の取得に向けた企業への啓発活動を行います。	商工観光労政課	健康経営の取組を広めるため、関係機関と連携しながら、企業への周知啓発に取り組みます。	「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた市内企業等をホームページにて周知することにより、取組の普及促進を行った。 ・健康経営優良法人2021認定件数・・・15件 ・健康経営優良法人2022認定件数・・・22件		日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実施している企業等を顕彰する制度である「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた市内企業等をホームページにて周知することにより、取組の普及促進を行う。	
96		健康都市宣言への賛同や健康宣言の実施に向けた企業への啓発	市内の企業・団体等の健康宣言を通じて、労働者の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	健康福祉政策課	引き続き市内の企業・団体等に対して啓発を行います。	市内企業への人権啓発の際に実施を依頼しました。 (令和3年度賛同事業所数14団体増 うち、人権啓発をきっかけとしたもの4団体)		引き続き市内の企業・団体等に対して啓発を行います。	
97		男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発【子・子計画No.157と共通】	市内事業所や市民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	男女共同参画センター	啓発紙「みんなで一歩」等において、働き方改革やワーク・ライフ・バランス、男性の育児休業の取得促進の啓発を行います。	啓発紙「みんなで一歩No.55」において、ワーク・ライフ・バランス、男性の育児休業の取得促進の啓発を行いました。		啓発紙「みんなで一歩No.56」・広報において、ワーク・ライフ・バランス、男性の育児休業の取得促進の啓発を行います。	